

令和4年高島市教育委員会
第4回定例会議事日程

日 時 令和4年4月26日(火)
午後2時00分
場 所 高島市役所 新館2階 教育委員会室

1. 教育長あいさつ
2. 令和4年第3回定例会議録の承認
3. 令和4年第2回臨時会議録の承認
4. 会議録署名委員の指名
5. 議事
 - 日程第1 議第22号 臨時代理につき承認を求めることについて
(高島市社会教育委員の委嘱について)
 - 日程第2 議第23号 臨時代理につき承認を求めることについて
(高島市子ども読書活動推進協議会委員の委嘱等について)
 - 日程第3 議第24号 臨時代理につき承認を求めることについて
(高島市スポーツ推進審議会委員の委嘱等について)
 - 日程第4 議第25号 臨時代理につき承認を求めることについて
(高島市教育支援委員会委員の委嘱等について)
 - 日程第5 議第26号 臨時代理につき承認を求めることについて
(小中一貫教育を推進するための学園長および統括校長の任命について)
 - 日程第6 議第27号 臨時代理につき承認を求めることについて
(高島市立学校結核対策委員会委員の委嘱等について)

日程第7 議第28号 臨時代理につき承認を求めることについて
(高島市学校給食運営委員会委員の委嘱について)

日程第8 議第29号 高島市立中学校寄宿舎の管理運営に関する規則を廃止
する規則案

6. 報告

報告第3号 令和3年度高島市立学校学校評価について

報告第4号 令和4年度高島市小中学校教職員人事異動について

報告第5号 高島市学校給食費補助金交付要綱の一部改正について

7. 今後の日程

令和4年第4回定例会座席表

高木 亜矢 教育委員	田邊 栄美子 教育委員	上原 重治 教育長	川原林 正英 教育委員	橋本 悟史 教育委員
---------------	----------------	--------------	----------------	---------------

教育指導部長 饗庭 一弥	高島市役所 新館 2階 教育委員会室 教育長 1 教育委員 4 説明員 12 事務局 2 <hr/> 合計 19			教育総務部長 木下 晃
学校教育課長 岡部 陽造				教育総務部次長 教育総務課長 井上 昌司
学事施設課長 山本 一郎				教育総務部次長 市民会館長 山本 純子
学校給食課長 玉木 健史				社会教育課長 小川 祥枝

教育総務課 主事 末綱 美都	教育総務課 参事 川越 純	図書館長 玉木 智恵	国スポ・障スポ 大会推進課長 野崎 良樹	市民スポーツ 課長 森本 正明	文化財課長 水口 善広
----------------------	---------------------	---------------	----------------------------	-----------------------	----------------

事務局

入口

傍聴席

議第 2 2 号

臨時代理につき承認を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 4 年 4 月 2 6 日

高島市教育委員会

教育長 上 原 重 治

臨時代理につき承認を求めることについて

高島市社会教育委員の委嘱については、社会教育法（昭和 2 4 年法律第 2 0 7 号）第 1 5 条および高島市教育委員会の教育長に対する事務委任規則（平成 1 7 年高島市教育委員会規則第 6 号）第 2 条第 2 項の規定により、令和 4 年 4 月 1 日に高島市社会教育委員に次の者を委嘱することにつき臨時に代理したので、同条同項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

記

氏 名	委員種別	新任・再任
藤田 善弘	学校教育の関係者	再任

任期：令和 4 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日まで

議第23号

臨時代理につき承認を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和4年4月26日

高島市教育委員会

教育長 上原重治

臨時代理につき承認を求めることについて

高島市子ども読書活動推進協議会委員の委嘱等については、高島市教育委員会の教育長に対する事務委任規則（平成17年高島市教育委員会規則第6号）第2条第2項の規定により、令和4年4月1日に別紙のとおり臨時に代理したので、同条同項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

別紙

高島市子ども読書活動推進協議会委員の委嘱等について

高島市子ども読書活動推進協議会設置要綱（平成22年高島市教育委員会告示第20号）第3条第2項に基づき、次のとおり高島市子ども読書活動推進協議会委員に委嘱または任命する。

区分	委員種別	氏名	備考		
1号	高島市図書館協議会委員	井上 恵美	高島市図書館協議会委員	委嘱	継続
2号	保育園児、幼稚園児または小中学校児童生徒の保護者	森 聡子	高島市PTA連絡協議会研修部員	委嘱	新規
3号	民間団体関係者	福原 博美	学校図書室ボランティア（高島小学校図書室ボランティア）	委嘱	新規
4号	学校図書館関係者	武田 定樹	高島市小学校教育研究会図書部会部会長（本庄小学校校長）	任命	新規
〃	〃	清水 佳治	高島市中学校教育研究会国語部会部会長（マキノ中学校長）	任命	新規
5号	公立図書館関係者	玉木 智恵	図書館長	任命	新規
6号	保育園または幼稚園関係者	菅井 友佳子	高島市保育協議会保育士部会 会長（藤波こども園主幹保育教諭）	委嘱	新規
7号	関係行政担当者	廣部 靖子	子ども未来部子育て支援課 主監	委嘱	継続
〃	〃	石田 多可子	学校教育課 指導主事	任命	新規
〃	〃	小川 祥枝	社会教育課長	任命	継続

任期：令和4年4月1日から令和6年3月31日まで

議第24号

臨時代理につき承認を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和4年4月26日

高島市教育委員会

教育長 上原重治

臨時代理につき承認を求めることについて

高島市スポーツ推進審議会委員の委嘱等については、高島市教育委員会の教育長に対する事務委任規則（平成17年高島市教育委員会規則第6号）第2条第2項の規定により、令和4年4月1日に別紙のとおり臨時に代理したので、同条同項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

別紙

高島市スポーツ推進審議会委員の委嘱等について

高島市スポーツ推進審議会規則（平成26年高島市教育委員会規則第4号）第2条第1項に基づき、次のとおり高島市スポーツ推進審議会委員に委嘱または任命する。

区分	委員種別	氏名	備考		
1号	学識経験者	石井 智	びわこ成蹊スポーツ 大学副学長	委嘱	新任
2号	関係行政機 関の職員	長瀬 千恵美	高島市健康福祉部健 康推進課課長	委嘱	新任
		古蔭 有子	高島市健康福祉部障 がい福祉課課長	委嘱	再任
3号	スポーツの 推進に関する識見を有 する者	武田 基裕	高島市スポーツ推進 委員会前会長	委嘱	新任
		井花 春美	高島市スポーツ協会 副会長	委嘱	再任
		赤水 新次	高島市スポーツ少年 団本部長	委嘱	再任
		前川 朋弘	滋賀県小学校体育連盟 高島支部支部長（今津 東小学校校長）	任命	再任
		斉藤 隆史	滋賀県中学校体育連 盟高島支部支部長 （朽木中学校校長）	任命	再任

任期：令和4年4月1日から令和6年3月31日まで

議第 25 号

臨時代理につき承認を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 4 年 4 月 26 日

高島市教育委員会

教育長 上 原 重 治

臨時代理につき承認を求めることについて

高島市教育支援委員会委員の委嘱等については、高島市教育委員会の教育長に対する事務委任規則（平成 17 年高島市教育委員会規則第 6 号）第 2 条第 2 項の規定により、令和 4 年 4 月 1 日に別紙のとおり臨時に代理したので、同条同項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

別紙

令和4年度高島市教育支援委員会委員の委嘱等について

高島市教育支援委員会規則（平成26年高島市教育委員会規則第3号）第2条に基づき、次のとおり高島市教育支援委員会委員に委嘱または任命する。

区分	委員種別	氏名	備考
1号	医師	大音 泰介	高島市民病院小児科医
		多胡 博雄	多胡クリニック小児科医
2号	学識経験者	中村 敏子	特別支援教育士スーパーバイザー
		窪田 知子	滋賀大学教育学部教授
		西村 朱美	高島市巡回相談員
		水谷 育子	高島市巡回相談員
		中村 礼子	高島市巡回相談員
		岸田 洋美	高島市巡回相談員
3号	関係教育機関の職員	安井 洋子	新旭養護学校校長
		藤原 博美	新旭養護学校支援部長
		藤田 善弘	マキノ中学校区学校長代表
		藤原 昌美	今津中学校区学校長代表
		斉藤 隆史	朽木中学校区学校長代表
		武田 定樹	安曇川中学校区学校長代表
		浦島 容子	高島中学校区学校長代表
		菅谷 正規	湖西中学校区学校長代表
		前川 優子	今津東小学校通級指導教室担当者
		小川 康子	新旭南小学校通級指導教室担当者
		菅谷 圭子	安曇小学校通級指導教室担当者
		大村 敦世	高島中学校通級指導教室担当者
4号	関係行政機関の職員	地村 順子	高島市保育協議会園長代表
		下司 小百合	高島市保育協議会主任保育士代表
		廣部 靖子	子ども未来部子育て支援課担当者
		橋本 妙子	子ども未来部子育て支援課担当者
		横田 侑佳	児童発達支援センター担当者

任期：令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

議第26号

臨時代理につき承認を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和4年4月26日

高島市教育委員会

教育長 上原重治

臨時代理につき承認を求めることについて

小中一貫教育を推進するための学園長および統括校長の任命については、高島市教育委員会の教育長に対する事務委任規則（平成17年高島市教育委員会規則第6号）第2条第2項の規定により、令和4年4月1日に別紙のとおり臨時に代理したので、同条同項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

別紙

小中一貫教育を推進するための学園長および統括校長の任命について

高島市小中一貫教育の実施に関する規則（令和４年高島市教育委員会規則第２号）第３条第２項に基づき、次のとおり学園長等に任命する。

中学校区分	勤務校	中学校区統括校長	備考
マキノ中学校区	マキノ中学校	清水 佳治	統括校長
今津中学校区	今津東小学校	前川 朋弘	統括校長
朽木中学校区	朽木東小学校	大久保秀樹	統括校長
安曇川中学校区	安曇小学校	今井 俊彦	統括校長
高島中学校区	高島中学校	浦島 容子	学園長
湖西中学校区	湖西中学校	村田 秀俊	統括校長

任期：令和４年４月１日から令和５年３月３１日まで

議第 27 号

臨時代理につき承認を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 4 年 4 月 26 日

高島市教育委員会

教育長 上 原 重 治

臨時代理につき承認を求めることについて

高島市立学校結核対策委員会委員の委嘱等については、高島市教育委員会の教育長に対する事務委任規則（平成 17 年高島市教育委員会規則第 6 号）第 2 条第 2 項の規定により、令和 4 年 4 月 1 日に別紙のとおり臨時に代理したので、同条同項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

別紙

高島市立学校結核対策委員会委員の委嘱等について

高島市立学校結核対策委員会規則（平成27年高島市教育委員会規則第9号）第3条第1項の規定に基づき、次のとおり高島市立学校結核対策委員会委員に委嘱または任命する。

旧

区分	委員種別	氏名	備考
2号	結核の専門家	有田 泉	高島市民病院小児科長
4号	高島保健所長	川上 寿一	高島保健所長
5号	市立学校の校長	内藤 孝	高島中学校長
6号	市立学校の養護教諭	渡辺 裕美	今津中学校養護教諭
7号	教育長が必要と認める者	梅村 裕美	高島市健康福祉部 健康推進課 保健師
7号	教育長が必要と認める者	饗庭 一弥	高島市教育委員会事務局 教育指導部学校教育課長

新

区分	委員種別	氏名	備考
2号	結核の専門家	安藤 武	高島市民病院小児科長
4号	高島保健所長	松原 峰生	高島保健所長
5号	市立学校の校長	斉藤 隆史	朽木中学校長
6号	市立学校の養護教諭	中山 佐知子	朽木中学校養護教諭
7号	教育長が必要と認める者	小谷 愛子	高島市健康福祉部 健康推進課 保健師
7号	教育長が必要と認める者	岡部 陽造	高島市教育委員会事務局 教育指導部学校教育課長

任期：令和4年4月1日から令和4年5月31日まで

議第28号

臨時代理につき承認を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和4年4月26日

高島市教育委員会

教育長 上原重治

臨時代理につき承認を求めることについて

高島市学校給食運営委員会委員の委嘱については、高島市教育委員会の教育長に対する事務委任規則（平成17年高島市教育委員会規則第6号）第2条第2項の規定により、令和4年4月1日に別紙のとおり臨時に代理したので、同条同項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

別紙

令和4年度高島市学校給食運営委員会委員の委嘱について

高島市学校給食共同調理場設置条例（平成17年高島市条例第116号）
第4条第2項に基づき、次のとおり高島市学校給食運営委員に委嘱する。

委員の区分	所属等	氏名
1号委員 小学校・中学校の 校長	マキノ南小学校	山本 渉
	今津中学校	土永 晶
	青柳小学校	地村 俊彦
	高島小学校	平瀬 佳宏
	湖西中学校	村田 秀俊
2号委員 小学校・中学校の 保護者代表	マキノ中学校	桂田 舞
	今津東小学校	杉本 留美
	朽木中学校	前川 紀子
	安曇小学校	横井 希
	新旭北小学校	廣田 容子
3号委員 公益を代表する者	高島市農業委員会	水口 淳
	高島市民生委員児童委員 協議会連合会	平井 登志枝
	高島市健康推進員協議会	谷口 きよみ

任期 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

議第 29 号

高島市立中学校寄宿舎の管理運営に関する規則を廃止する規則案
上記の議案を提出する。

令和 4 年 4 月 26 日

高島市教育委員会

教育長 上 原 重 治

高島市立中学校寄宿舎の管理運営に関する規則を廃止する規則

高島市立中学校寄宿舎の管理運営に関する規則（平成 17 年高島市教育委員会規則第 15 号）は、廃止する。

付 則

この規則は、令和 4 年 5 月 1 日から施行する。

報告第3号

令和3年度高島市立学校学校評価について

令和3年度高島市立学校学校評価について、別冊資料のとおり報告する。

令和4年4月26日

高島市教育委員会

教育長 上原重治

報告第4号

令和4年度高島市小中学校教職員人事異動について

令和4年度高島市小中学校教職員人事異動について、別紙のとおり報告する。

令和4年4月26日

高島市教育委員会

教育長 上原重治

別紙

令和4年度 高島市小中学校教職員人事異動（令和4年4月1日付）

新所属	職名	氏名	旧所属等
マキノ東小学校	教頭	湊田 弘人	高島小学校
	教諭	林 翔太	多賀町立多賀小学校
	教諭	吉原 亜矢子	新旭南小学校
	教諭	久保田 采花	新規採用
マキノ西小学校	教頭	市川 武	新旭南小学校
	教諭	領家 剛	新旭北小学校
マキノ南小学校	教頭	石畝 千登勢	青柳小学校
	教諭	宮崎 啓	マキノ東小学校
	事務主査	北川 佐衣子	(昇任)マキノ南小学校
今津東小学校	校長	前川 朋弘	朽木西小学校
	教諭	澤田 映里香	新旭北小学校
	教諭	曾根 花蓮	長浜市立永原小学校
	教諭	唐澤 一真	新規採用
	教諭	吉留 将治	新規採用
今津北小学校	校長	藤原 昌美	マキノ西小学校
	教諭	竹谷 千秋	マキノ東小学校
	教諭	藤田 湧気	新規採用
	事務主査	藤田 めぐみ	(昇任)今津北小学校
朽木東小学校	校長	大久保 秀樹	安曇小学校
朽木西小学校	校長	岡本 等	新旭北小学校
安曇小学校	教頭	三宅 貴子	高島市教育委員会
	教諭	内藤 孝	(再任用)高島中学校
	教諭	岡田 充博	安曇小学校(専従休職)
	教諭	小澤 祥子	今津北小学校
	教諭	高津 文音	新規採用
	教諭	砂川 望	新規採用
青柳小学校	校長	地村 俊彦	朽木東小学校
	教諭	石黒 和美	新旭北小学校
本庄小学校	校長	武田 定樹	今津東小学校
	主任事務主査	沖田 栄美子	(昇任)本庄小学校
高島小学校	校長	平瀬 佳宏	(再任用)高島小学校
	教頭	川原林 正宏	マキノ南小学校

新所属	職名	氏名	旧所属等
高島小学校	教諭	川端 宣実	本庄小学校
	教諭	菅谷 将大	長浜市立木之本小学校
	教諭	倉地 ひかり	新規採用
新旭南小学校	教頭	青木 明弘	県教育委員会幼小中教育課
新旭北小学校	教頭	大江 大	マキノ東小学校
	教諭	大坪 臨太郎	高島小学校
	教諭	堤田 ほのか	大津市立和邇小学校
	養護教諭	河野 萌々花	新規採用
マキノ中学校	校長	清水 佳治	高島中学校
	教諭	建部 浩利	(再任用)マキノ中学校
	教諭	浦島 利宇	守山市立守山北中学校
	教諭	石田 道子	高島中学校
	教諭	高田 博美	今津中学校
	教諭	田中 節子	朽木中学校(専従休職)
	教諭	奥谷 研斗	新規採用
	教諭	細川 紗奈	新規採用
今津中学校	校長	土永 晶	青柳小学校
	教諭	吉田 遥	長浜市立長浜北中学校
	教諭	建部 やよい	(再任用)高島中学校
	教諭	高野 佑香	新規採用
	養護教諭	初宿 ほの花	新規採用
朽木中学校	教諭	武田 信朋	(再任用)朽木中学校
安曇川中学校	校長	川島 浩之	高島市教育委員会
	教諭	桂田 浅義	(再任用)今津中学校
	教諭	澤井 康次	湖西中学校
	教諭	深見 朝香	(再任用)安曇川中学校
	教諭	上條 啓子	マキノ中学校
	教諭	澤 裕子	今津中学校
	教諭	岡本 隆雅	新規採用
高島中学校	校長	浦島 容子	マキノ中学校
	教頭	鈴木 裕治	安曇川中学校
	教諭	山崎 祐輝	長浜市立西浅井中学校

新所属	職名	氏名	旧所属等
高島中学校	教諭	大久保 ゆかり	(再任用)高島中学校
	教諭	岩田 知美	安曇川中学校
	教諭	森 敏	新規採用
湖西中学校	校長	村田 秀俊	湖西中学校
	教頭	柏原 由起子	高島小学校
	教諭	藤田 真也	大津市立志賀中学校
	教諭	赤木 夏帆	新規採用

報告第5号

高島市学校給食費補助金交付要綱の一部改正について

令和3年4月1日から施行している本補助金要綱において、保護者の事務負担の軽減を図るため、令和4年4月1日から下記のとおり高島市学校給食費補助金交付要綱が一部改正されたので報告する。

令和4年4月26日

高島市教育委員会

教育長 上原重治

記

別紙のとおり

高島市告示第60号

高島市学校給食費補助金交付要綱（令和3年高島市告示第82号）の一部を次のように改正し、令和4年4月1日から施行する。

令和4年3月31日

高島市長 福井正明

第4条第1項中「学校給食等に」を「学校給食等を」に改め、同条第2項中「除いた額」の次に「に学校給食等を要した月数を乗じて得た額」を加える。

第5条から第8条までを次のように改める。

（補助金の交付申請および実績報告）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助金申請者」という。）は、学校給食費補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）を当該年度の3月31日までに市長に提出しなければならない。

2 前項の申請を予定している補助金申請者は、別に定める様式に次に掲げる書類を添えて当該年度の6月30日までに市長に提出するものとする。ただし、転校その他特別な事由により当該期限までに提出できない場合は、この限りでない。

- (1) 在籍していることが確認できる書類
- (2) 学校給食費の額が分かる書類（学校給食が実施されている学校の場合）
- (3) その他参考となる書類

（補助金の交付決定および額の確定等）

第6条 市長は、前条第1項の規定により学校給食費補助金交付申請書兼実績報告書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金を交付すべき者と認めたときは、学校給食費補助金交付決定兼額の確定通知書（様式第2号）により補助金申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第7条 前条の規定による補助金の額の確定を受けた者は、学校給食費補助金交付請求書（様式第3号）により市長に請求するものとする。

（補助金の返還）

第8条 市長は、虚偽の申請等不正な手段により当該補助金を受給した者に対して、その一部または全額について返還させることができる。

第9条を削り、第10条を第9条とする。

様式を次のように改める。

様式第1号（第5条関係）

学校給食費補助金交付申請書兼実績報告書

年 月 日

高島市長

(保護者)

住所

氏名

印

高島市学校給食費補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり補助金の交付を申請し、その実績を報告します。

記

1 対象の児童または生徒名

2 学校名および在籍期間

学校名：

在籍期間： 年 月 日 ～ 年 月 日

3 学校給食の有無 有 ・ 無

有の場合：給食費の額

年額	円（月額	円）
----	------	----

無の場合：昼食の形態をお書きください。

(例：お弁当持参)

4 支払状況（就学奨励費等の助成金を受けた方のみ記入）

区分	年 月から 年 月まで 給食費支払額	就学奨励費等の 助成を受けた額	市からの補助対象額
小学校（部）	月額（ 円） 年額（ 円）	円	円
中学校（部）	月額（ 円） 年額（ 円）	円	円

※義務教育学校の前期課程の場合は小学校の欄に記入し、後期課程の場合は、中学校の欄に記入してください。

※就学奨励費等の助成金については、認定状況が確認できる書類を添付してください。

様式第2号（第6条関係）

学校給食費補助金交付決定兼額の確定通知書

年 月 日

様

高島市長



年 月 日付けで申請のあった 年度高島市学校給食費補助金については、高島市学校給食費補助金交付要綱第6条の規定により、交付決定および額の確定をしたので通知します。

記

- 1 補助金交付決定兼額の確定 金 円

- 2 対象の児童または生徒名

学校給食費補助金交付請求書

年 月 日

高島市長

（保護者）

住所

氏名

㊞

年 月 日付け 第 号で交付決定兼額の確定通知があった高島市学校給食費補助金について、高島市学校給食費補助金交付要綱第7条の規定により請求します。

記

- 1 交付請求額 金 円
- 2 対象の児童または生徒名
- 3 振込先

金融機関名		
本・支店名	本店 ・ () 支店	
預金種別	普通 ・ 当座	
口座番号		
口座名義人	カナ	
	漢字	

別に定める様式案

高島市学校給食費補助金交付申出書兼同意書

年 月 日

高島市長

(保護者)

住所

氏名

連絡先

年度において高島市学校給食費補助金の交付を受けたいので、高島市学校給食費補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり、申出をします。

記

- 1 対象の児童または生徒名
- 2 学校名（在籍していることを証明する書類等を添付してください。）

3 学校給食の有無 有 ・ 無

有の場合：給食費の額

年額	円（月額	円）
----	------	----

（学校給食費の額がわかる書類等を添付してください。）

無の場合：昼食の形態をお書きください。

（例：お弁当持参）

4 同意書

学校給食費の有無や給食費の金額（給付を受けた額含む。）および学校給食費の納付状況について、市が関係機関に照会し、報告を求めることに同意します。

年 月 日

保護者氏名

印

高島市学校給食費補助金交付要綱新旧対照表

現 行	改 正 案
<p style="text-align: center;">(補助金の額等)</p> <p>第4条 補助金の額は、高島市学校給食費負担金徴収規則（平成17年高島市規則第44号）第2条第1項各号に規定する額に<u>学校給食等に要した月数を乗じて得た額とする。ただし、同項第1号に該当する者にあつては44,000円、第2号に該当する者にあつては49,500円を限度とする。</u></p> <p>2 前項の場合において、次に掲げる支弁または負担金の対象者となる場合は、その支弁額または負担金を除いた額とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p style="text-align: center;">(補助金の交付申請)</p> <p>第5条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第3条第1項に規定する補助金等交付申請書および添付書類に代えて、高島市学校給食費補助金交付申請書兼同意書（様式第1号）を6月30日までに市長に提出しなければならない。ただし、転校その他特別な事由があるときは、この限りでない。</p> <p style="text-align: center;">(補助金の交付決定)</p>	<p style="text-align: center;">(補助金の額等)</p> <p>第4条 補助金の額は、高島市学校給食費負担金徴収規則（平成17年高島市規則第44号）第2条第1項各号に規定する額に<u>学校給食等を要した月数を乗じて得た額とする。ただし、同項第1号に該当する者にあつては44,000円、第2号に該当する者にあつては49,500円を限度とする。</u></p> <p>2 前項の場合において、次に掲げる支弁または負担金の対象者となる場合は、その支弁額または負担金を除いた額に<u>学校給食等を要した月数を乗じて得た額とする。</u></p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p style="text-align: center;">(補助金の交付申請および実績報告)</p> <p>第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助金申請者」という。）は、<u>学校給食費補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）を当該年度の3月31日までに市長に提出しなければならない。</u></p> <p>2 <u>前項の申請を予定している補助金申請者は、別に定める様式に次に掲げる書類を添えて当該年度の6月30日までに市長に提出するものとする。ただし、転校その他特別な事由により当該期限までに提出できない場合は、この限りでない。</u></p> <p>(1) <u>在籍していることが確認できる書類</u> (2) <u>学校給食費の額が分かる書類（学校給食が実施されている学校の場合）</u> (3) <u>その他参考となる書類</u></p> <p style="text-align: center;">(補助金の交付決定および額の確定等)</p>

第6条 規則第4条に規定する補助金の交付の決定は、高島市学校給食費補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

2 市長は、補助金を交付しないことを決定したときは、速やかにその旨および理由を補助金不交付決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

（補助金交付の条件）

第7条 補助対象者は、第5条に規定する申請の内容を変更しようとするとき、または中止しようとするときは、高島市学校給食費補助金変更承認申請書（様式第4号）を市長に提出し、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

（実績報告）

第8条 補助対象者は、学校給食等に要した月数が確定したときは、規則第12条に規定する補助事業等実績報告書に学校給食等に関する報告書（様式第5号）を添えて、3月10日までに市長に提出しなければならない。ただし、第4条ただし書に規定する支弁または負担金がある場合は、3月29日を提出期限とする。

（補助金の交付）

第9条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、規則第15条第1項に規定する補助金等交付請求書に代えて、高島市学校給食費補助金交付請求書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

第10条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

第6条 市長は、前条第1項の規定により学校給食費補助金交付申請書兼実績報告書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金を交付すべき者と認めるときは、学校給食費補助金交付決定兼額の確定通知書（様式第2号）により補助金申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第7条 前条の規定による補助金の額の確定を受けた者は、学校給食費補助金交付請求書（様式第3号）により市長に請求するものとする。

（補助金の返還）

第8条 市長は、虚偽の申請等不正な手段により当該補助金を受給した者に対して、その一部または全額について返還させることができる。

第9条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。